

横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱

制 定 平成 11 年 9 月 16 日衛食品第 244 号
最近改正 令和 5 年 3 月 10 日健食品第 1375 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）及び神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年神奈川県条例第 26 号。以下「ふぐ条例」という。）の規定に基づく営業許可の取消又は禁止若しくは停止その他必要な処分及びそれらの実施に必要な手続等について必要な事項を定めるものとする。

ただし、他に特別の定めがある場合はこの限りでない。

（基本原則）

第 2 条 この要綱の適用にあたっては、公衆衛生上の安全保持のため時機を失することなく、的確かつ厳正に行われなければならない。

（行政指導）

第 3 条 食品衛生に関する行政指導を行う場合は、必要に応じて指導票（第 1 号様式）又は書面による通知により行うものとする。

2 食品衛生上、特に重大な事項で、その改善等を強く要請する場合は、勧告書（第 1 号様式の 2）により行うものとする。

（検査命令）

第 4 条 法第 26 条第 1 項の規定に基づく検査命令は、検査に必要な設備、技術を有しない製造者又は加工者が製造又は加工した食品等が、次の各号いずれかに該当し検査が必要な場合に行う。なお、検査命令は検査命令書（第 2 号様式）により行うものとする。

- (1) 食中毒、違反等の発生要因、汚染経路等が断定されていない場合。
- (2) 前号に掲げる以外の場合であって、改善措置に係る通知を行い、措置に必要な期間が経過後、再度同一事由による食中毒又は違反が発生した場合。

（報告の徴収）

第 5 条 法第 28 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収は、保健所長、食肉衛生検査所長又は本場食品衛生検査所長が、食品衛生に係る職務の遂行上必要な情報であると認め、その情報の収集を直接の目的とする場合に行う。なお、報告の徴収は報告命令書（第 3 号様式）により行うものとする。

（不許可）

第 6 条 法第 55 条第 1 項の規定に基づく営業許可の申請に対する処分として、次の各号に該当する場合は不許可とする。

- (1) 法第 54 条の規定に基づく施設基準に合致せず、かつ改善されない場合。

- (2) 法第 55 条第 2 項ただし書の規定に該当する者から営業許可の申請がなされた場合。
- (3) 営業許可の申請の形式要件に著しく重大な不備があり、かつ補正されない場合。

なお、横浜市手数料条例（平成 12 年 3 月 27 日 条例第 32 号）第 6 条に基づき、同条例第 2 条第 33 号に規定する営業許可申請手数料の未納は、形式要件に著しく重大な不備がある申請として扱うものとする。

- 2 不許可は、営業不許可通知書（第 4 号様式）を交付して行う。

（廃棄命令）

第 7 条 法第 59 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるものを含む。）の規定に基づく廃棄命令は、違反が確認された食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の食品衛生上の危害の発生を除去するために行うものであり、再製、転用、返品等が不可能又は不適當な場合に行うものとする。なお、廃棄命令は廃棄命令書（第 5 号様式）により行うものとする。

- 2 違反食品等に対して営業者等の対応では食品衛生上の危害の発生を除去することが困難であると認めるときは、法第 59 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるものを含む。）の規定に基づき食品衛生監視員が直接違反食品等を廃棄することができる。

（危害除去処置）

第 8 条 法第 59 条（第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用されるものを含む。）並びにふぐ条例第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく危害除去処置は、回収命令、移動禁止命令、販売禁止命令又は使用禁止命令等により行うものとする。

（1）回収命令又は移動禁止命令

回収命令は違反食品等がすでに流通しており、営業者等の自主的な回収が困難であると認める場合等に行うものとする。なお、回収命令は回収命令書（第 5 号様式の 2）により行うものとする。

移動禁止命令は保管されている違反食品等の移動を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、移動禁止命令は移動禁止命令書（第 5 号様式の 3）により行うものとする。

なお、回収命令及び移動禁止命令を行った場合は、その後必要に応じて処分を行うものとする。

（2）販売禁止命令

販売禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が適當である場合で販売の禁止をする必要がある場合に行うものとする。なお、販売禁止命令は販売禁止命令書（第 5 号様式の 4）により行い、違反食品等は次のとおり取り扱うこととする。

ア 返品

販売店等で違反食品等を保管しており返品する必要がある場合に行うものとする。

また、海外へ違反食品等を積み戻すことが支障ないと認められる場合については、違反食品等の積戻しを認めるものとする。

イ 再製

食品として再製可能であり、再製後の検査等で法上問題ないと認められる場合については、再製品の使用又は販売を認めるものとする。

ウ 転用

食品以外の用途に転用が可能であり、かつ転用が妥当と判断できる場合については、転用を認めるものとする。

(3) 使用禁止命令

使用禁止命令は、違反食品等について再製、転用、返品等が相当である場合で使用を禁止する必要がある場合に行うものとする。なお、使用禁止命令は使用禁止命令書（第5号様式の5）により行い、違反食品等は販売禁止命令と同様に扱うこととする。

（営業許可及び認証の取消し）

第9条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業許可の取消し並びにふぐ条例第23条第1項の規定に基づく認証の取消しは、その違反が故意又は重大な過失等により発生し、営業を継続させることが食品衛生上極めて危険である場合に行うものとする。なお、営業許可等の取消は、取消通知書（第5号様式の6）により行うものとする。

（営業禁止命令）

第10条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく営業禁止命令は、食品衛生上の危害が除去されるまでの期間をあらかじめ設定することが不可能な場合に、営業の全部又は一部について禁止するものとする。なお、営業禁止命令は行政処分命令書（第5号様式の7）により行うものとする。

2 前項の営業禁止命令を発した後、その禁止事由が消滅したときは、営業禁止処分解除通知書（第6号様式）により営業禁止を解除するものとする。

（営業（業務）停止命令）

第11条 法第60条第1項及び第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）並びにふぐ条例第23条第1項及び第3項の規定に基づく営業（業務）停止命令は、食品衛生上の危害が除去される期間があらかじめ設定できる場合に、営業（業務）の全部又は一部について停止するものとする。なお、営業（業務）停止命令は行政処分命令書（第5号様式の7）により期間を定めて行うものとする。

2 営業停止日数は次に掲げる要素を考慮して決定する。

- (1) 原因の究明及び除去に要する日数
- (2) 施設の改善及び違反食品等の回収に要する日数
- (3) 従業員の衛生教育等に要する日数
- (4) その他必要な措置に要する日数

（施設改善命令）

第12条 法第61条（第68条第1項及び第3項の規定により準用される場合を含む。）

の規定に基づく施設改善命令は、法第 54 条の規定に基づく施設基準に合致させるための整備改善指導に従わない場合、期間を定めて行うものとする。

その期間の算定については、整備改善が必要な箇所の程度又は食品衛生上の安全確保を十分に考慮して行うものとする。

なお、施設改善命令は、施設改善命令書（第 7 号様式）により行うものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第 13 条 不利益処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。

ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要がある場合は、当該手続を省略することができる。

(1) 聴聞

ア 第 9 条に規定する営業許可及び認証の取り消しを行う場合。

イ その他必要な場合。

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しない場合。

(告発)

第 14 条 告発は、違反事実が故意により発生し、かつ行政処分に従わない等違反行為が悪質な場合に、法第 81 条から第 83 条まで、第 85 条、第 87 条、第 88 条及びふぐ条例第 24 条の規定に該当する者に対して行うものとする。

2 前項の告発にあたり、必要となる書類等については関係機関と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第8条中「及び」を「並びに」に改め、「第23条」の後に「第1項及び第3項」を加える改正規定及び第11条第1項中「第2項」を「第3項」に改める改正規定については、令和3年2月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号。以下「廃止条例」という。）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた廃止条例第1条の規定による廃止前の行商等条例（以下「旧行商等条例」という。）第12条の規定に基づく営業許可の取消し及び営業の停止について、改正前の横浜市食品衛生関係行政処分事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）第9条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 廃止条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するとされた旧行商等条例第14条の規定に該当する者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 廃止条例附則第4項の規定により罰則を適用された者について、旧要綱第14条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式の2（第3条第2項、第6条第1項）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中心卸売市場本場食品衛生検査所長

印

勸 告 書

次のとおり勧告します。

営業所	所在地			
	名称		営業の種類 又は形態	
勧告の内容				
勧告の理由				

第2号様式（第4条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長 印

検 査 命 令 書

食品衛生法第26条第1項の規定により、次のとおり検査を受けることを命じます。当該製品については、検査の結果、合格した旨の通知を受けるまで、販売し、販売の用に供するため陳列し、又は営業上使用してはなりません。

検査を受けるべき製品	分 類	
	名 称	
製造所又は加工所	名 称	
	所 在 地	
検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
検 査 項 目		
検 査 方 法		
試験品の採取方法及び数 量		
検査を受けるべきことを命じる具体的理由		

(教示) 別紙のとおり

第3号様式（第5条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



報 告 命 令 書

食品衛生法第28条第1項の規定により、次のとおり報告を命じます。

営業所	所在地			
	名称		営業の種類 又は形態	
報告の内容				
報告を求める理由				

(教示) 別紙のとおり

第4号様式（第6条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長 印

営 業 不 許 可 通 知 書

年 月 日にありました申請については、不許可とします。

申 請 業 種	業
営 業 所 の 所 在 地	
営 業 所 の 名 称	
不 許 可 の 理 由	

(教示) 別紙のとおり

第5号様式（第7条第1項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



廃 棄 命 令 書

については、食品衛生法第 条第 項に違反
していますので、同法第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり廃棄を命じます。

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処分の内容				
処分の理由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の2 (第8条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

[法人の場合は、名称、
代表者の氏名]

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



回 収 命 令 書

については、食品衛生法 第 条第 項に
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり回収を命じます。

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処分の内容				
処分の理由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の3 (第8条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

[法人の場合は、名称、
代表者の氏名]

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



移 動 禁 止 命 令 書

については、食品衛生法 第 条第 項に
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり移動禁止を命じます。

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の4（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



販 売 禁 止 命 令 書

については、食品衛生法 第 条第 項に
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり販売禁
止を命じます。 条例

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処 分 の 内 容				
処 分 の 理 由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の5（第8条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市食肉衛生検査所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



使用禁止命令書

については、食品衛生法 第 条第 項に
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり使用禁止を命じます。 条例

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処分の内容				
処分の理由				

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の6（第9条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長 印

取 消 通 知 書

については、食品衛生法 第 条第 項に
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例
違反していますので、同 法 第 条 第 項の規定に基づき、次のとおり
を取り消します。

業 種	業
営業所の所在地	
営業所の名称	
処 分 の 内 容	
処 分 の 理 由	

(教示) 別紙のとおり

第5号様式の7（第10、11条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



行政処分命令書

食品衛生法
については、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例
法

第 条第 項に違反していますので、同 条例 第 条第 項の規定に基づき、
次のとおり を命じます。

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
処分の内容				
処分の理由				

(教示) 別紙のとおり

第6号様式（第10条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長



営業禁止処分解除通知書

年 月 日横浜市 指令第 号により命令しました営業禁止処分は、
次のとおり解除します。

営業所	所在地			
	名称	営業の種類 又は形態		
解除の理由				

第7号様式 (第12条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

[法人の場合は、名称、
代表者の氏名]

横浜市保健所長
横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所長

印

施 設 改 善 命 令 書

食品衛生法第54条の規定による基準に違反していますので、次のとおり同法第61条の規定に基づき、施設の改善を命じます。

営業所	所在地			
	名称		営業の種類 又は形態	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 横浜市 指令第 号			
改善項目				
改善を求める理由				
改善期限	年 月 日			

(教示) 別紙のとおり